

局長

第一九五四年四月十日
第三種郵便物認可 (火、金曜日) 週二回發行

第五回議會(臨時)

〔自第一號〕一九五五年一月十四日
〔至第六號〕一九五五年三月五日

立法院會議錄(二)

公報號外 一九五五年六月十三日

第五回議会(臨時) [自第一號] 一九五五年二月十四日 立法院會議錄

オ五回議会(臨時)琉球立法院會議錄

オ一號

一九五五年二月十四日(月曜日)

議事日程オ一號

午後二時開議

オ一 会議録署名人の指名

オ二 会期の件

オ三 常任委員選任及び変更の件

オ四 予算及び立法勧告の件

○本日の会議に付した案件

日程オ一 会議録署名人の指名

日程オ二 会期の件

日程オ三 常任委員選任及び変更の件

日程オ四 予算及び立法勧告の件

午後二時三分開議

○議長(大浜国浩君) オ五回議会は本日を以て開会されました。これより本日の会議を開きます。全員出席であります。

オ一 に諸般の報告を申上げます。瀬長亀次郎議員、安谷周良議員は、皆さん御承知の通り失格をいたしました。仲本為美氏が当選されたので、御紹介申上ります、

○仲本為美君 昨年十二月五日、十八歳

オ一號(一九五五年二月十四日)

選挙区特別選挙におきまして、当選いたしました仲本為美でございます。どうぞ皆さん宜しく御指導をおねがいいたします。

○議長(大浜国浩君) 仲本議員の議席は立法院規則オ二条によりまして前任者の席十三番であります。

(仲本為美君着席)

諸般の報告

一九五五年二月十四日(月)

オ一 議會運營委員會申合事項

オ二 行政主席メツセージについて	行政主席官房長	一九五五年二月
ク三 右回答文	立法院事務局長	一九五五年

右回答します。

○議長(大浜国浩君) 直ちに議事に移ります。日程オ一、会議録署名人を指名いたします。立法院規則オ八十六条の規定に基きまして、四番議員(天願雄治郎君)、二一番議員(仲宗根巖君)御両名を御指名いたします。

○議長(大浜国浩君) 日程オ二、会期の件三議題といたします。この点につきましては議長において議會運營委員会に諮りましたところ、二月二十八日まで、十五日間が適當だということになつております。それにつきまして皆さんの御意見を伺いたいと存じます

院において予算メツセージをお送りしたい所存でありますので、予め貴院の御都合を承わりたいと存じます。これについて、何分の御回答を下されば幸甚に存じます。

オ二 瑞立議オ六五号の一

一九五五年二月十二日

立法院事務局長 高山悟

行政主席官房長

行政主席予算メツセージについて一九五五年二月十二日附官總オ九三号の主題に関する書簡受領致しました。御申越の件については二月十四日の本議においてお願い致したいと思いますから、同日午後三時半に本会議に御臨席下さいますよう。

オ三 比嘉秀伝殿

行政主席予算メツセージについて一九五五年二月十二日附官總オ九三号の主題に関する書簡受領致しました。御申越の件については二月十四日の本議においてお願い致したいと思いますから、同日午後三時半に本会議に御臨席下さいますよう。

行政主席官房長

オ一 議會運營委員會申合事項

オ二 行政主席メツセージについて	行政主席官房長	一九五五年二月
ク三 右回答文	立法院事務局長	一九五五年

右回答します。

○議長(大浜国浩君) 直ちに議事に移ります。日程オ一、会議録署名人を指名いたします。立法院規則オ八十六条の規定に基きまして、四番議員(天願雄治郎君)、二一番議員(仲宗根巖君)御両名を御指名いたします。

○議長(大浜国浩君) 日程オ二、会期の件三議題といたします。この点につきましては議長において議會運營委員会に諮りましたところ、二月二十八日まで、十五日間が適當だということになつております。それにつきまして皆さんの御意見を伺いたいと存じます

○新里銀三君 会期の件につきまして

3 議會運營委員會は、議會運營の便宜上各派交渉会の性格を有する

立法院議長 大浜国浩殿

行政主席予算メツセージについて

行政主席は、二月十四日(月)、立法

オ六号（一九五五年三月五日）

(經濟工務委員会継続審査要求案)

- オ三一 協同組合中央金庫の資本金増額方陳情 (右同)
- オ三二 バスター・ミナル内施設費に対する補助金交付申請について (右同)
- オ三三 製糖工場設置認可に関する請願 (右同)
- オ三四 軍用地訴願審理費用補助金交付申請書 (右同)
- オ三五 野国総管記念建設補助について (右同)
- オ三六 軍用地の賃借料について (軍使用土地特別委員長報告)
- オ三七 軍用地に対する無期限使用料一括払の阻止方にに関する陳情 (軍使用土地特別委員長報告)
- オ三八 煙草消費税法の一部を改正する立法案 (立法案オ一号) 三読会
- オ三九 一九五五年度一般会計才入才出予算補正案 (立法案オ二号) 三読会
- オ四〇 議員管外出張期間延長に対する旅費支給方承認に関する件
- オ四一 閉会中における議員の管内派遣承認に関する件
- オ四二 立法院規則案 (議会運営委員会継続審査要求案件)
- オ四三 外資導入に対する陳情 (經濟工作委員会継続審査要求案件)
- オ四四 デビス商会の企業認可申請に対する再反対陳情 (右同)
- オ四五 農業研究指導所及び普及事業の琉球大学移管問題に就いて

オ五九 布告オ二十六号撤回要決求議案 (大山朝常発議 決議案オ一六号)

- オ四六 農業研究指導所及び普及事業の琉球大学移管に関する陳情 (右同)
- オ四七 西表島日本国有林野権利譲渡について (右同)
- オ四八 食糧米の輸入許可について (右同)
- オ四九 タクシーノステツカ再交付方に関する陳情 (右同)
- オ五〇 伊江島真謝西崎部落の立退きにに関する陳情 (軍使用土地特別委員会継続審査要求案件)
- オ五一 伊佐浜の土地立退きについて (右同)
- オ五二 軍用地地主の生命財産の保護方について (右同)
- オ五三 演習地域内での火器使用禁止にに関する陳情 (軍使用土地特別委員会継続審査要求案件)
- オ五四 伊江村真謝区の立退きに関する善処方を要望について (右同)
- オ五四 伊江村真謝区の立退きにに関する善処方を要望と報告について (軍使用土地特別委員会継続審査要求案件)
- オ五六 松田軍用地に対する使用料の再評価改訂について (右同)
- オ五六 軍用地に関する補償法の制定方と米議会への代表者派遣方促進について (右同)
- オ五七 日本政府公費琉球学生団員方の陳情に関する決議案 (当山真志新里銀三発議 決議案オ十四号)
- オ五八 立法院代表の米国派遣に関する決議案 (大山朝常発議 決議案オ十七号)

オ六〇 オ三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査並びに乘組員の救援に関する決議案 (外二)

- オ六一 行政主席の渡米に関する決議案 (軍使用土地特別委員長報告案)
- オ六二 土地收回用家屋立退き指令 (軍使用土地特別委員長報告案)
- オ六三 土地收回用家屋立退き指令 (軍使用土地特別委員長報告案)
- オ六四 比嘉主席不信任に関する決議案 (行政法務委員長報告 決議案オ二号)
- オ六五 豊見城村々民大会 (午後七時開会)
- オ六六 土地收回用家屋立退き指令 (行政主席の渡米に関する請願)
- オ六七 中央農業研究指導所移転候補地について (中央農業研究指導所移転候補地)
- オ六八 茶園設置補助金交付方について (茶園設置補助金交付方)
- オ六九 白水河川護岸及びビイナダ上方について (白水河川護岸及びビイナダ上方)

オ七〇 布告オ二十六号撤回要決求議案 (大山朝常発議 決議案オ一六号)

- オ七一 豊見城村々民大会 (午後七時開会)
- オ七二 市町村土地委員会連合会 (市町村土地委員会連合会)
- オ七三 豊見城村々民大会 (一九五四年一月一八日)
- オ七四 日本共産党中央野区評議員会 (日本共産党中央野区評議員会)
- オ七五 一二月六日
- オ七六 一二月三日
- オ七七 一二月三日
- オ七八 一二月三日
- オ七九 一二月三日
- オ八〇 一二月三日
- オ八一 決議文 (宣言決議)
- オ八二 決議文 (宣言決議)
- オ八三 濱長書記長はじめ三十四愛國者を即時放逐要求 (瀬長書記長はじめ三十四愛國者を即時放逐要求)
- オ八四 決議文 (宣言決議)
- オ八五 抗議文 (宣言決議)
- オ八六 決議文 (宣言決議)
- オ八七 決議文 (宣言決議)
- オ八八 決議文 (宣言決議)
- オ八九 決議文 (宣言決議)
- オ九〇 決議文 (宣言決議)
- オ九一 決議文 (宣言決議)
- オ九二 決議文 (宣言決議)
- オ九三 決議文 (宣言決議)
- オ九四 決議文 (宣言決議)
- オ九五 決議文 (宣言決議)
- オ九六 決議文 (宣言決議)
- オ九七 決議文 (宣言決議)
- オ九八 決議文 (宣言決議)
- オ九九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇一九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇二九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇三九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四五五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四五六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四五七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四五八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇四五九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇一九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇二九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇三九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四五六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四五七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四五八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇四五九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇一九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇二九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇三九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四五六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四五七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四五八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇四五九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇一九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇二九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇三九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四五六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四五七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四五八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇四五九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一二 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一三 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一四 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一五 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一六 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一七 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一八 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇一九 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇二〇 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇二一 決議文 (宣言決議)
- オ一〇五〇五〇五〇五〇二二 決議文 (宣言決議)
- オ一

（「異議あり」と呼ぶ者あり）
御異議があるようであります。採決いたします。御賛成の方は挙手を願います。
（挙手多数）
多數であります。休憩いたします。
（午後九時五分休憩）
（午後九時六分再開）
○議長（大浜国浩君） 再開いたしま
す。先程の採決の手続を取り消して更にいたします。採決いたします。日程第
五十九布告二十六号撤回要求決議案を
原案として可決することに御異議ござ
いませんか。

わづ農村といわづ山地といわづ山のて
つべんの土地、所謂琉球の土地はこの
土地一合がアメリカの一ドルに該当す
るものだという風に本員は琉球の土地の
のアメリカ統治者の使用価値というう
のが非常に大きなものであるというこ
とを考えます場合、是非この点は今
後のこの軍使用地代の決定の上にもつ
と検討を進められて、住民財産の保護
我々住民の福祉のために大いに御研鑽
あらんことを希望を述べまして、本案
に賛成を表するものであります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(大浜国浩君) 六番議員(新
里銀三君) の動議は成立いたしており
ますので、動議の通り質疑討論を終結
して採決いたすことになります。日
程第五十九布告第二十六号撤回要求決

○議長（大浜国浩君）　休憩いたし
す。
(午後八時五十一分休憩)
(午後八時五十三分再開)
○議長（大浜国浩君）　再開いたし
す。
○大山朝常君　立法措置については
年の定例議会で土地特別委員会に継

問題であります。軍用地問題の解決
急ごうとしても急がれません。一九
二年の講和発効後今日まで幾多論議
つくされ、議会においても決議が數
に及ぶようになつて参つております
アメリカの琉球における軍用地の使
用については、この布令によつて宣言
しておりますが、アメリカの土地使用
の宣言に伴い、我々琉球人の財産上
保護はそれに反比例して後退してい
といわなければならぬのであります
これは要するに我々住民自体の土地
保護する立法がないのが大きな原因
と本員は考えるものであります。從
てこゝにおいて去つた通常議会の閉
の時継続審議をおねがいした場合も
員会はその点を検討しているといわ
たが、この住民の土地の適正使用制
度を出すための立法措置に対し検討
加えられ、どの程度審議しているか

(「異議なし」「進行」と呼ぶ者あり)
御異議ないと認めます。よつて左様決定致します。なお字句の修正は議長に委して貰うことにします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大浜国浩君) 日程才六十について委員会の審査を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。よつて委員会の審査を省略します。日程才六十才三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査並びに乗組員の救護と関する決議案を議題といたします。休憩いたします。

(午後九時七分休憩)

(午後九時十分再開)

○大湾喜三郎君 提案理由を申上げる前に先ず本文を朗読いたします。

(決議文朗読)

決議案才十五号

オ三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議案を発議する。

一九五五年三月五日

大湾喜三郎

立法院議長 大浜 国浩殿

委員会審査省略要求書

本員発議のオ三清徳丸乗組員に対する調査ならびに乗組員の救援に関する決議案については、立法院法才四十三条

審議付託になりましたが、この問題を検討いたしましたして審議中に主席の米派遣の問題が出たのであります。そこで米国派遣をなすならば、諸資料或是應急的なものを是非作らなければならぬがどんな状況であるかというとをきよまして、若しそうなれば住代表或いは地主代表も送らなければならぬといつたような結論を得ましたそれで三者でそういつた要求を作ろといったような話合を進めまして、委員を挙げまして、補償要項の代案できております。その前に若しこの賠償要項がどういう程度に米国に持つて効果を發揮して来るかどうかそのうちにこの補償要項を骨子として中心として立法しようといつた意見にまとまりまして、一応補償要項にまとまつてゐる訳であります。それで適正価格の問題でありますと、適正価格については、例えば土地の場合日本においては純粹に賃貸料としてあります。沖縄は日本或いは土地のい諸外国とは事情を異にしますのでそこに設けたところの労務費といつても価格の中に入れるといつたような考え方の下に、価格を決めて行こうといったような基本的な考え方はもう少し出来上つております。以上お答えいたします。

才四項但書の規定に基き委員会審査の省署を要求いたします。

一九五五年二月五日

立法院議長 大浜 国浩殿

才三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議

去る三月二日午後二時頃、琉球列島魚釣島附近東経一二三度二三分、北緯二五度四十八分の地点で、沖繩佐敷村馬天区四班当真政庸氏所有の漁船才三清徳丸（一五トン）が青天白日旗（台湾の蒋介石政府の国旗）を掲げたシャンク船二隻におそわれ才三清徳丸の乗組員九名のうち二名が射殺され四名は行方不明になつたという事件が新聞紙上で報道されている。

この事件に関して、行政当局の正式発表はまだないが難を恐れて脱出した三人の乗組員（金城夫助氏、玉那禱善一氏、安里良夫氏）の談話として新聞紙上に報道されていてとか事実の通りであれば、この事件は人権問題としても、領海の問題としても、国際的な性質をもつ極めて重大な事件である。

才三清徳丸をおそつた怪船についても鋭意打撃をつづけているとのことであるが、新聞は真相もまだ明らかにされないうちから「單なる海賊の仕業ではなく、中共側の政治的謀略ではないか」とか「怪ジヤンク船は國府車ではないだらう」という勝手な推測を下して

が、撤回という言葉が使用されていて、あります。布告は法規でござるとして、一旦公布になつた布告を撤回するということは、どうしても考えられないのです。それでござりますが、これをどう解決しておられるか。次は要求といふことは言葉でございます。本問題の中には後に要望という言葉が使用されておりますが、これは同義であるのであります。要解せられることは誤りではないかとうのであります。要求ということは答の権利の主張でありまして、要望は自ら異なるものであろうと思うのあります。立法規に布告などの廃止くは撤回を要求する法的な権限は考られないのあります。多分これ要望の誤りじやないかと思いますがどうお考えであるか。この二点をおいしたいと思います。

○大山朝常君 撤回という意味は止ということを考えております。そから要求と要望とは意義の差はあります。要望が強かつたら要望で結構だと思つております。

○新垣金造君 本案に全面的に賛成するものであります。文面の内に、言葉の意思表示と申しましようが、要求が強かつたら要望で結構だと思つております。

これが余り適当な文句を使つていしたものもありますので、この文面の内の文句の訂正を議長に一任して、可してもうよう希望するものであります。

○新垣金造君 直ちに採決になりませんので、希望を申述べておきます。口

月四日沖縄タイムス夕刊）はなはだちで六名を失う」という軽々しい断定的な記事すらのせて（琉球新報二月四日夕刊ふんじろう欄）新聞にのはられているような一方的な態度と推測的でこの事件にのぞむならば事件の真相は決して明らかにされないであろう。何よりも大切なことは事実を客観的に且つ正確にとらえることである。そもそもければ行方不明の乗組員の救援もできず事件の責任の追求もできない。そうなればわが沖縄県民は人権を無視され、命をなくしても、泣きねいりするよりほかになくなる。

事件は国際的な要素も含み重大であるだけに厳密な調査を必要としている。この調査で厳密を期するためには、国際連合その他の国際的な諸機関の協力も得なければならないと考える。

よつて琉球政府立法院は国際的な諸機関の協力をうけつゝ事件の真相を明らかにして行方不明の同胞を救い事件の責任を追求するために、閉会中も特別委員会を設置し、この事件に関する一切の審理を付託する。

委員長の方から御報告によつてよく
りました。委員会でも真剣に取組ん
問題処理のために前進しつゝあるこ
ではあります、我々がアメリカの
治權に基く布令撤回やその撤回要望
の権利を保護する立法は最も重要な
思われますので、我々は土地使用者
立場から来る所謂布告の撤廻を要求
る上に於ては、自ら住民側の財産權
保護する立法が早急に望ましいので
これについては実現方をもつと真剣
付託された案件とゞもに取組んで貰
よう希望を申述べて、更に先程委員
のいわれた軍用地の地代の決定
に対する要望についても、もう一つ見
を大きく持たなければならん。とい
のは即ち今検討を進めつゝあります
ころの軍用地の地料問題が、所謂地
側の所有者の利益のみを中心とした
謂自己所有上の生産価値のみに重き
置かれておりますが、本員はこの問
題に対しては、更に一步進んでアメリ
カの東洋に於ける琉球の軍事基地と
の使用価値、この使用価値は今持つ
てゐる土地の價格を決定する上に於て
常に重要であるのであります。那要
於ける土地の賃貸価格や農村に於ける
の所有者の使用価値に基いて、農村
農村、都市は都市というその受け
益の価値からして算定されるのでな
ますが、我々琉球の地位は、都市と

者に良しと決議するに付し、本件を審査會に提出する。本件は、大三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の援護に関する決議である。

去る三月二日午後二時頃、琉球列島釣魚島附近東経一二三度一三分、北緯二十五度四十八分の地点で、沖繩佐敷馬天区四班当真政庸氏所有の漁船オ清徳丸（一五トン）が青天白日旗（臺灣の蒋介石政府の国旗）を掲げたシング船二隻におそわれオ三清徳丸の乗組員九名のうち二名が射殺され四名が行方不明になつたという事件が新聞等上で報道されている。

この事件に関して、行政府当局の正直な発表はまだないが難を恐れて脱出しして三人の乗組員（金城夫助氏、玉那覇前一氏、安里良夫氏）の談話として新聞紙上に報道されているとか事実の通りであれば、この事件は人権問題としても、領海の問題としても、国際的な性質をもつ極めて重大な事件である。

オ三清徳丸をおそつた怪船について、これは、アメリカ民政府並びに行政府当局も鋭意打撲をつづけているとのことであるが、新聞は真相もまだ明らかにされないうちから「単なる海賊の仕業ではなく、中共側の政治的謀略ではないか」とか「怪ジヤンク船は國府車ではないだらう」という傍手な推測を下す（三

が、撤回という言葉が使用されています。布告は法規でございまして、一旦公布になつた布告を撤するということは、どうしても考へないのでございますが、これをどう解決しておられるか。次は要求といふ言葉でござります。本問題の中には、後に要望という言葉が使用されておりますが、これは同義であつて、解せられることは誤りではないかと、うのであります。要求ということについては、撤回を要する法的な権限はございません。立法規に布告などの廃止は、自ら異なるものであろうと思うから要求の誤りじやないかと思います。どうお考えであるか。この二点をいしたいと思います。

月四日沖縄タイムス夕刊)はなはだちで六名を失う」という軽々しい断定的な記事すらのせている(琉球新報三月四日夕刊ふんじろう欄)新聞にのはれて、いるような一方的な態度と推測でこの事件にのぞむならば事件の真相は決して明らかにされないであろう。何よりも大切なことは事実を客観的に且つ正確にとらえることである。されば行方不明の乗組員の救援もできず事件の責任の追求もできない。そうなればわが沖縄県民は人権を無視され、命をなくしても、泣きねりとするよりほかになくなる。

事件は国際的な要素も含み重大であるだけに厳密な調査を必要としている。この調査で厳密を期するためには、国際連合その他の国際的な諸機関の協力も得なければならないと考へる。

よつて琉球政府立法院は国際的な諸機関の協力をうけつゝ事件の真相を明らかにし行方不明の同胞を救い事件の責任を追求するため、閉会中も特別委員会を設置し、この事件に関する一切の審理を付託する。

委員長の方から御報告によつてよく
りました。委員会でも真剣に取組ん
であります。我々がアメリカの
治權に基く布令撤回やその撤回要望
する上に於ては、それに伴う我々住
民の権利を保護する立法は最も重要だ
と思われますので、我々は土地使用者
立場から来る所謂布告の撤廃を要求
する上に於ては、自ら住民側の財産權
保護する立法が早急に望ましいので
これについては実現方をもつと真剣
付託された案件とともに取組んで貰
よう希望を申述べて、更に先程委員
のいわれた軍使用地の地代の決定
に対する要望についても、もう一つ見
を大きく持たなければならん。とい
のは即ち今検討を進めつゝあります
ころの軍用地の地料問題が、所謂地
側の所有者の利益のみを中心とした
謂自己所有上の生産価値のみに重點
置かれておりますが、本員はこの問
題に対しては、更に一步進んでアメリ
カの東洋に於ける琉球の軍事基地と
の使用価値、この使用価値は今持つ
いる土地の価格を決定する上に於て
常に重要であるのであります。那覇
市における土地の賃貸価格や農村に於
ける所有者の使用価値に基いて、農村
農村、都市は都市というその受けひ
益の価値からして算定されるのでな
ますが、我々琉球の地位は、都市へ

ことはよく知つておりましたが、蔣介石の軍艦が自由に沖縄の島に寄港しているということは恥しいことながら私自身も知らないことでした。去る二月十九日の突風で行方不明となつた漁船を探すのに台湾の軍艦が来たとあれば台湾の艦艇は自由に沖縄近海で動いているという事實を物語るものであつて新聞の推測の仕方は全く常識外れであると言わなければなりません。最近新聞でも風雲をはらむ台湾海峡などと煽動的に台湾の問題はよく報道されてゐるため、今度のオ三清徳丸の事件もすぐあれこれと推測されたりし、宣伝されたりする危険性が十分に存在しておられます。それだけに今度の事件についての調査と責任の追及には物事の判断を誤らない慎重さが必要であると考えられます。若し私たちが客観的な事實を見ないで、推測に基いて宣伝に躍らされた場合、それこそ行方不明になつている漁民を救い出す術もなくなり、沖縄県民の人権を守ることができなくなる虞れが十分にあります。問題はこれが沖縄県民の基本的人権にかかるものであると同時に、国際的なものであるだけに事件の糾明には慎重を期さなければなりません。こゝで特に調査すべきことは、事件の発生した地点は台湾の基隆の殆ど真東に当つております。台湾海峡というのは台湾の西、台湾と中國との中間の海峡を言います。地図を

事件の発生した魚釣島附近は台湾海峽ではありません。台湾を中心にして見た場合、事件の発生した地点は、台湾西側にあり、事件の発生した地点はその反対側、東側であります。こういう地理的位置を見た場合に、怪汽船が何処から来たか明らかに判断が仕難いのであります。ではこの事件を処理するに当つて先ずオ一に大切なことは決議案にも示してあるように、偏見や先入観で推測で物事を判断するのではなく、客観的な正確な事実に基いて、物事を判断するということでなければなりません。この事件に関してジョンソン主席民政官と比嘉主席が二十四日会見した際ジョンソン主席民政官は、事件の起つた尖閣列島にアメリカ海軍及び空軍が出動して、海空からの調査を進めてるので、調査が分り次第連絡する。琉球政府から調査団を派遣する必要はないことを明らかにしたと新聞は報じております。私共といたしましてもアメリカの軍当局が事件を正確に糾明して下さるものと期待しているものであります。が、住民を代表する琉球立法院といたしましても、住民の人権と生命の安全にかゝることであるだけに、あらゆる面から正しい情報と資料を集め、この事件を糾明するようしなければなりません。その際軍当局、行政当局も情報と資料の提供をねば

ところであるだけに、国際的にもあらる諸機関に事件の調査、乗組員の救を要請することが必要だと考えます。勿論私共は軍当局や行政府当局の調査に期待をかけない訳でもないのです。それだけに十分に調査をする力が足りない場合もあります。アメリカ当局でも神様ではない以上事実の調査に間違いや不充分さはあり得ることなので、私共としましては、特に現在主権のない私共としては国際的な諸機関に事實究明についての援助をおねがいすべきだと考えます。事件が重大であるだけに、特に偏見や先入感を持たない客観的な正確な事実を確かめるためにも、国際連盟とか、日本政府とかの諸機関の力を借りつゝアメリカ軍当局にも協力して頂きながら、立法院独自の調査を進める必要があると思います。そうすることによつて立法院としては県民の人権改善、海上の安全を守り得ると考えるのであります。以上提案の理由を説明申上げます。

て御質問をしたいと思います。説明にもございましたが、国際的な諸機関のもとで協力を受けつゝ事件の真相を明らかにすること、立法院で果してこの二つの趣旨をいかなる方法を以て真相を明らかにし、如何なる手段を以て事件の責任を追求するか、この具体方策を承りたいと思うのであります。

○大湾喜三郎君 御質疑御もつともであります。今先も御説明申上げました通り、単に清徳丸事件だけじやなしにすでに去年もこういう風な事件が台湾海峡で発生いたしまして、日本へ送還されている事実もあります。我々はこういう風な調査を進めるには、一応政府当局や、或いは民政府の当局にも当りまして、更に被害を受けておられる人達、或いは運搬船で持つていかれた人達にもよくその真相をきゝ質されて事実は残らずはつきりしなければ、日本國の統治者にも或いはこれにも書いてあります通り、国際連合本部にも問い合わせが必要があるのでないかと考える次第であります。先程説明いたしましたが、台湾海峡あたりでしばしば怪シヤンクに襲われたという事実をきいておりますが、政府にはそういう風な連絡はないかも知れません。一応立法院としてもこれを救済すれば積極的に十分な尽力をし得るのではないかと思

Digitized by srujanika@gmail.com

館所藏

質をもつております。それだけに事の重大さは、私がこゝで喋々するまでもなく皆さんのがよくおわかりのことゝ思います。さてこのよきな重大な問題がオ三清徳丸の事件によつて新聞紙上で大きく取り上げられておりますが、実はこの種の問題は以前にもかなり起つてゐる様子に聞いております。糸満の漁夫が台湾近海で所属不明の怪船に襲われ、乗組員は全部ダンブルに押し込められたまゝ漂流させられ、その間に二人が死し、生残つた乗組員は中華人民共和国に救い上げられて危いところで生命捨いをし、日本々士に送つてもらい、そこから沖縄に送られて來たという事件がありました。これは新聞にも載つておりますし、皆さん記憶に残つてゐる方もあるうと思うのであります。詳しいことは古い新聞を調べたらわかりますが、こういう事件があつたことは事実であります。ところでこの事件の場合糸満の漁民を襲つた怪船はどこの船か漁民をダンブルに押し込めて二人を死に至らしめたのはどこの船であるか、はつきりしていいのではありません。いないというよりもはつきりさせられていないというのが分つてゐることであります。というのは我が沖縄の統治権を持つてゐるアメリカ民政府も、又比嘉行政府も、なぜかこの事件に関して、掠奪的な海賊行為と殺人行為を行つたものがどこの誰であるか積極的に追求する態度が見られません。二人の漁民を殺し生残つた

漁民も危いところで生命拾いをしたと
いうこの重大事件に關し、アメリカ民
政府や比嘉行政府が真相を明らかにし
ようしなかつたことは、片手落とい
うよりもむしろ無責任さを感じさせら
れます。そういう点、この事件の場合
事の真相は追究されずにうやむやに葬
られた形になつております。台湾近海で
このような掠奪的な行為の災難を受
けた人々は又他にも相当あると聞いて
おります。この事については、私も嘆
に聞いてるだけで確実なことは知り
ませんが、それが表面に現われて来な
いのはそれ相当の理由があると考えら
れます。と申しますのは、台灣近海で
掠奪を受け、これを訴え出ても沖縄で
は不法出入國の廉で軍事裁判に付され
る心配があり、このような心配がある
ために、被害者は海賊的な掠奪を受け
ても、表面切つて抗議しないで泣寝入
りしていい実情であると考えられるの
であります。併し、これは暦を基にし
た話ですが、ともあれ今度のオ三清徳
丸の事件の他にも先に申上げましたよ
うな確かな事実が少くとも一つはある
ぐ側で事件が起つておるということです
あります。さて決議案の中に示してお
るように、新聞では中共側の政治的な
謀略ではないかとかの報道がなされて

いるのであります。勿論アメリカ民政府当局や比嘉行政府当局でも、この新聞の報道のように全く根拠のない検測で調査を進めていたことは考えられませんが、若しオ一このような根拠の入りをして明らかにされないのではないかと考えられます。新聞報道の推測や根拠が薄いというのは皆さんもおなづきのことと思います。新聞の推測オ三清徳丸を襲つた怪船二隻が堂々青天白日旗を掲げていたという事実更に今一つこの事件の発生する前に府軍艦が尖閣列島に寄港したことがあるという報道に基いているようですが、青天白日旗を使用しているのは台灣逃げ延びた蔣介石政府より他ありません。新聞の報道によるとこの青天白旗を堂々と掲げていたからには、これは中華人民共和国のわざとしたことであろう。若し台灣の船が海賊船なら天白日旗は掲げていないであろうと、う推測がなされているようであります。このような推測の仕方は果して根拠ある推測といえるでありましょが、それは根拠あるものとはいえないばかりか、むしろ青天白日旗を掲げていません。人によつては國旗を堂々と揚げた船がこんな不法をするかと思うがあるかも知りませんが、こういうことは普通にあり得ることであります。

例えば南朝鮮の李承晩政府が対島海峽で日本の漁船を公然と拿捕した事件が一昨年來頻々としてあつたことは皆さういふると思ひます。この李承晩政府が公然と堂々と日本漁船を次から次へと拿捕したという嚴然たる事実は何を物語るでありますか。又どこの國に所属するという事がはつきり分るような軍服を堂々と着けているのが殺人暴行を働いたりするということは何処でもあるという例だということは、皆様がよくお分りのことであります。この事件を若し新聞報道のように推測して、この兵隊がAという國の軍服を差しているということから、この人はこの軍服の示すA国ではなくて、高官や親道もその政治的謀略だと云つた日にはこれこそ可笑な事になりはしないでしょうか。それこそ全く物笑いになるのであります。次に新聞によるところの事件の発生する前に台灣政府に属する軍艦が尖閣列島に寄港したということですが、この事実は怪汽船が台灣政府に介石政府の軍艦が我が沖縄の島にこうも自由に出入りできるということを事実にむしろ不安を抱かされたよう気がします。現在沖縄の領海は合衆國の軍隊によつて管理されているために台湾の軍艦が沖縄の境界にこうも自由に出入しているとは全く私も気が付かなかつたことでした。アメリカ政府

この山は日本の特有の山です。

と申しますのは、どこの国でやつてゐるかということがはつきりいたします。本件につきましてはラジオ新聞等の報道によりまして、方々でこういうの請求とか抗議すべきは抗議すべきじやないかと思うのであります。

○新里銀三君 発案者に質問いたしました。本案につきましてはラジオ新聞等の報道によりまして、方々でこういうむごい目にあつたことにつきましては同情するものであります。この決議案も内容は良いようですが、重ねて一応質問いたします。一つ、表題が矛三清徳丸事件調査並びに乗組員救援に関する決議案であります、内容に入りますと、こればかりでなく、台湾附近に沢山あつた問題を調べていきたいということになりますが、これは一体こればかりでなく、全体の海賊事件を全部立法院で調査するという意味であるかどうか。二番目、こういう事件即ち刑事案件であります。刑事案件は司法警察官及び検事が調査することが立法上の建前であるし、又その職務権限も付与されておりますが、この処理等につきまして警察官の職責を我々は付与されておりません。これに関する権限、司法警察官及び検事等の職務と立法院の関係であります。次は調査は比嘉主席が調査していいといふ話が最初ありましたが、あとからやつているようなことをいつておりますが、果してやつていいか、はつきりきよたるのであります。次は責任追求であります。責任を追求する事件の責任を追

求する相手が、日本人又は沖縄人であれば才判の管轄に属しており、その責任を追求するのは裁判官と思うのであります。又国際的な問題であれば今これらは軍が占領しておりますので、軍との関案がありますが、果して裁判も軍或は国際裁判をやる、立法院で責任を追求する権限等についてその相違する点、或は見解についてお伺いいたします。

つておりましたか、そうではないのです
あります。それは前回の事件が去年八
月に起つた事件がその他にあります
これに対するはつきりした報告はない
のであります。而してこれに対する処
置も未だにこれがなされてないのであ
ります。それを私申上げているのであ
ります。それから更に責任追求、裁判
の権限についてお質ねいたします。
○大湾喜三郎君　くり返して申上げま
した通り、その犯罪を起した國に対す

○大浜喜三郎君　休憩中にお話
ました通り、本決議案の才三清
組員に対する射殺事件の調査要
を変更いたしまして、内容に對
ては議長に御一任するよう必要
します。

(「賛成」「異議なし」と
あり)

○議長(大浜国浩君)　休憩い
す。

他多数あろうという見込みを書いてありますので、すでに過去においてそういう風な事件があるからで、それを引例してやつております。

○新里銀三君 これは議題外になる訳ですね。表題が無視されてある訳ですが。表題通りではない訳ですか。

○大灣喜三郎君 表題通りです。

○新里銀三君 そうであれば二番の刑事々件と見做すか、その調査を立法院がどうするかというような疑問点があるように思つておりますが、勿論これには刑事々件でありますれば警察の方でもお取調べになるでありますようが、むしろ問題は対外的な問題政治的な問題が多分に含まれておりますし、と申上げるのは例ええば中共がやりましょが、或いは蒋介石の方がやりましようが、この問題がはつきりしますれば、我こそはこれに対しても抗議を申し込み、損害賠償を要求しなければいかんだうと思うのであります、更に行政度でなされてないようなことをおつしや

つておりましたか、そうではないのです
あります。それは前回の事件が去年八
月に起つた事件がその他にあります
これに対するはつきりした報告はない
のであります。而してこれに対する処
置も未だにこれがなされてないのであ
ります。それを私申上げているのであ
ります。それから更に責任追求、裁判
の権限についてお質ねいたします。
○大湾喜三郎君　くり返して申上げま
した通り、その犯罪を起した國に対す

○大浜喜三郎君　休憩中にお話
ました通り、本決議案の才三清
組員に対する射殺事件の調査要
を変更いたしまして、内容に對
ては議長に御一任するよう必要
します。

(「賛成」「異議なし」と
あり)

○議長(大浜国浩君)　休憩い
す。

感謝決議案と更に沖縄における土地、人権問題に関し、日本から調査団派遣を要望する決議案の二件については直ちにこれを日程に追加して立法院法第44条オ一項の規定に基き、中間報告を求めます。更に同条オ項によりまして、直ちに院の会議に於て審議するよう動議を提出いたします。（拍手）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大浜国浩君） 只今の動議は賛成でありましたので成立いたしております。休憩いたします。

（午後九時五十四分休憩）

（午後九時五十五分再開）

○議長（大浜国浩君） 再開いたします。直ちに動議の採決を行います。行政法務委員会に付託した国際人権連盟日本自由人権協会並びに日本弁護士連合会に対する感謝決議案、及び沖縄に於ける土地人権問題等に関し、日本から調査団派遣を要望する決議案のこの二件を日程に追加し、立法院法第44条オ一項の規定に基く行政法務委員会の中間報告を求め、更に同案オ二項に基いて院の会議に於て審議したいと、いう旨今の二十五番議員（中里猛君）の動議に賛成の方は举手を願います。

（举手十一名）

十一名であります。少数であります。よつて否決いたされました。次に日程オ六十一行政主席の渡米に関する決議案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

の渡米に関する決議案でございます。これはさつきの日程才五十八の場合同じく、継続審査の中にも入れました。継続審査をお願いしておりますし、おこの問題につきましては、予算等伴いますので発議者の意を酌んで撤いたしたいと思います。

○議長（大浜国浩君） 日程才六十 行政主席の渡米に関する決議案は、並議者の意を酌んで委員長から撤回を要求しておられます。御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないと認めますので撤回をいたすことにいたします。

○議長（大浜国浩君） 日程才六十二 日程才六十三を一括上程いたします。委員長の御報告を求めます。

○大山朝常君 日程六十二、六十三について御説明申上げます。土地の収用に関する請願決議案及び土地収用家屋立退指令撤回要求決議案に関する審査報告書を御覽になつて頂きます。

（報告書及び修正案朗読）

土地収用に関する請願決議案及び土地収用家屋立退き指令撤回要求決議案に関する審査報告書

一九五五年三月四日の本会議において、本委員会に付託になつた決議案才三号「土地の収用に関する請願決議案」及び決議案才六号「土地の収用家屋立退指令撤回要求決議案」については、

たしました結果、別紙の通り委員会正案を上程することに決定致しました。右報告致します。

一九五五年三月五日

軍使用土地特別委員会

委員長 大山 朝常	立法院議長 大浜 国浩殿
土地収用に関する請願決議	琉球政府立法院は、一九五四年四月十日決議オ三号「軍用地処理に関する請願決議」をもつて、「現在アメリ合衆国軍隊の土地は早急に解放し、一つ、新たな土地の収用は絶対に避けること」を全会一致で決議し、更に同八月三十日決議オ十一号をもつて、野湾村伊佐浜他三箇部落の土地取上げ残り家屋の立退き、真和志市銘苅、士島両部落の立退き並びに三和村喜屋乎の土地取上げについて、その中止方を請願いたしましたが、これら両請願に對しては、一九五四年十一月一日附の貴翰をもつて「合衆国基地のための土地は必要ならば取得しなければならない」と回答が与せられました。而してその後も依然として土地の収用が行われ、あるいは行われようとしています。即ち伊江村真謝、西崎両部落に対する射撃場のための立退きと久志村一帯の山林に対する海、陸、空綜合演習場の指定がこぎであります。しかしながら土地の収用及び部落の立退きによつて、住民の生活が破壊され、住民が苦境に追いこまれることは嚴たる事実であり、住民の意に反してこうしたことが行われます。

三 カ ジ 宜 け 古 部 育 ト は 伊 佐 浜 他 三 部 落 の 農 地 が 全 く 耕 地 を 失 い 、 生 活 の 途 に ま い ま す 。 殊 に 伊 佐 浜 部 落 全 体 が 耕 地 究 無 の 状 態 に あ 里 す か ら 、 そ の 前 途 は 誠 る も の が あ 里 ます 。 農 地 の み よ り 、 こ ろ と し て いる 農 民 に 、 農 地 を 失 う こ と は 生 活 を 断 た り 、 苦 痛 で あ 里 こ と は 、 農 民 に 、 訴 え て い る 所 で あ 里 ます が 、 生 活 の 保 障 も な ざ れ な い 現 状 で は 、 苦 痛 は 一 入 だ と 言 わ ね ば な り 、 伊 佐 浜 お い て は 、 婦 人 が 切 情 を 訴 え て 土 地 取 上 げ に 対 し て 反 对 を 叫 び て い る 事 実 こ そ 、 這 般 の 观 念 の 根 強 く 残 つ て い る 冲 绳 お い て 、 この 様 に 婦 人 が 叫 び て い る 事 実 こ そ 、 這 般 の 物 語 つ て い る も の と 思 わ れ る の ま す 。

(挙手十一名)
十一名であります。少数であります。
よつて否決いたされました。次に日程
六十一行政主席の渡米に関する決議
案を議題といたします。委員長の報告
を求めます。

要求決議案に関する審査報告書
一九五五年三月四日の本会議において、本委員会に付託になつた決議案才六号「土地の收用に関する請願決議案」及び決議案才六号「土地の收用家屋の立退指令撤回要求決議案」については、三月五日の委員会において一括審議し

射撃場のための立退きと久志村一帯の山林に対する海、陸、空総合演習場の指定がござります。しかしながら土地の收回及び部落の立退きによつて住民の生活が破壊され、住民が苦境に追いこまれることは戦たる事実であります。住民の意に反してこうしたことが行わ

において、この様に婦人が呼ばれるなくなりた事實こそ、這般の物語つているものと思われるのです。

要求決議案に関する審査報告書
一九五五年三月四日の本会議において、本委員会に付託になつた決議案才六号「土地の収用に関する請願決議案」及び決議案才六号「土地の収用家屋の立退指令撤回要求決議案」については、三月五日の委員会において一括審議い

射撃場のための立退きと久志村一帯の山林に対する海、陸、空総合演習場の指定がござります。しかしながら土地の收回及び部落の立退きによつて住民の生活が破壊され、住民が苦境に追いこまれることは嚴たる事実であります。住民の意に反してこうしたことが行わ

において、この様に婦人が叫ば
らなくなつた事実こそ、這般の
物語つているものと思われるの
です。

更に一九五四年九月以来、軍民
より数回に亘つて現地住民との
協議が重ねられた伊江村内